最終更新日：2021年6月30日

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長　長崎　駒樹
問合せ先：執行役員総務部長　糸井　直
証券コード：1514
http://www.sumiseki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。
また、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役8名のうち4名を社外から選任することにより、取締役会の監督機能を充実するとともに、監査等委員会と、内部監査部門の連携により、監督機能の強化を図っております。リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底に取り組んでおり、今後とも当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2④　株主総会における議決権の電子行使等）及び（補充原則3－1②　英語での情報開示）
当社は現在海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳、英語での情報開示を採用していません。

（補充原則4－10①　指名・報酬などへの独立社外取締役への適切な関与）
当社は、監査等委員会設置会社であり、任意の指名・報酬諮問委員会は設置しておりませんが、指名・報酬について取締役会で審議を行うに先立ち、原案を作成した代表取締役社長が、独立社外取締役4名を含む取締役会メンバーに対して事前説明を行ない、十分な意見交換を実施しております。

（原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表）及び（補充原則4－1②　中期経営計画）
当社は、長期的にも環境が変動する中で、経営の健全性を維持するために、自己資本比率及び自己資本利益率（ROE）を重視し、持続的成長と中長期的な株主価値の向上に努めておりますが、当社グループの主たる事業である石炭の輸入販売事業の業績は、CO2問題、市場動向等の事業環境に大きく左右されることから、現在、中長期の見通しについて精査中であり、具体的な数値目標を伴う中期経営計画を策定、公表しておりません。今後策定・開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4　政策保有株式）
（1）政策保有の方針
当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との関係維持・強化、今後の事業展開、事業上のシナジーなどを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有し続けますが、保有する意義や合理性の乏しい株式については、適宜株価や市場動向を見て売却する方針です。以上の方針のもとに保有の意義や合理性について検証を行い、2018年度に5銘柄を売却し、2021年3月現在1銘柄となっております。
（2）議決権行使の基準
政策保有株式の議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況、株主価値毀損の可能性等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断し、議決権を行使しております。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
当社では、取締役の競業取引及び利益相反取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認と結果の報告を行うこととしております。また、役員の関連当事者取引（利益相反取引）を把握すべく、役員及び近親者（二親等内）と当社グループとの間の取引の有無、当社役員及び近親者（二親等内）が議決権の過半数を保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を、毎年定期的に役員各々に確認しております。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

（原則3－1　情報開示の充実）
会社の目指すところ（経営方針等）については第13期有価証券報告書7頁「1．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しておりますので、ご参照下さい。

（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」をご参照ください。

（iii）取締役会経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
本報告書「Ⅱ1．報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

（iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員候補の選任については、業務執行の管理・監督機能、適正・迅速な意思決定への寄与、リスク管理体制の整備等を考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。監査等委員である取締役候補者の選任については、財

務・会計に関する相当程度の知見の有無、企業経営に関する経験や見識、当社の事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。以上の方針に基づき、代表取締役が内容を検討のうえ、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会において決議しております。
取締役・監査等委員の解任については、その能力、資質等に疑義が認められるに至った場合、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると判断したときは、株主総会に解任議案を上程します。
執行役員などその他経営幹部を解職する場合には、取締役会に議案を付議し、その決議をもって解職することとしております。

(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役、監査等委員の各候補者の経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。

(補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲の概要)
当社取締役会は法令に規定する事項並びにあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則及び職務権限規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行については職務権限規程で定めた管掌業務に基づき業務執行取締役等にその決定を委任しています。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

(補充原則4－11①　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
当社の取締役会については、グループの事業会社を統括する持株会社として、実効性ある経営体制を確保しつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮しております。取締役の員数は現在8名で、持株会社としての機能を十分に発揮するとともに、主要子会社の役員を兼任させることで、より効果的・効率的な体制を整備しております。独立社外取締役は4名で、長年にわたる企業経営の実務経験を有する方並びに弁護士及び公認会計士の資格を有する方で、取締役会に参画していただくことにより、企業価値の向上を図っております。

(補充原則4－11②　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)
事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査等委員の重要な兼職を開示しております。

(補充原則4－11③　取締役会全体の実効性についての分析・評価)
2020年度においては、取締役会は5回開催され、取締役会があったものとみなす書面決議は7回ありました。書面決議を含む取締役会において、業務執行に係る重要事項が適時・適切に決定・報告されました。社外取締役は、必要に応じて取締役、事務局から決議事項、報告事項について事前説明を受け、検討のうえ、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。
以上のことから、当社グループの企業価値向上に寄与し、適切に機能していると判断しております。

(補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
当社の取締役、監査等委員は、各自が必要な知識等を習得できるよう、外部の法律事務所及び会計事務所と顧問契約等を締結し、また社外セミナーを受講できるよう、費用面も含め、支援できる体制を採っております。また、監査等委員については、日本監査役協会等が主催する講習会等に参加し、監査等委員としての必要な知識及び監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。

(原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針)
株主との対話は、総務部が担当し、総務部が代表取締役社長、財務部担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応するものとします。当社においては、財務・経理部門、総務部門が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の補助を行います。株主に対しては、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう当社ホームページによる情報開示等を実施しています。対話により株主から寄せられた意見・要望等については、経営陣に対し適時・適切にフィードバックしております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社麻生	6,153,200	11.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,080,000	5.62
光通信株式会社	1,543,000	2.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,484,100	2.71
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTA/C8028-394841	1,446,500	2.64
株式会社三井住友銀行	1,323,720	2.41
SHIGETA MITSUTOKI	1,252,600	2.28
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTA/C8221-563114	868,600	1.58
三井住友カード株式会社	855,900	1.56
株式会社日本総合研究所	835,900	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式4,173,845株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間博	他の会社の出身者					△						
鎭西俊一	弁護士											
茶谷瑛一	他の会社の出身者					△						
柿本省三	公認会計士					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間博		○	１９９８年６月まで当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任しております。また、同氏は過去に当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者であったものの、同行を退職してからすでに相当の期間が経過しており、同氏の判断に同行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届け出ております。

鎭西俊一		○	弁護士	弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識、経験を反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、関連会社、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性は確保されていると考え、独立役員として届け出ております。
茶谷瑛一	○	○	2000年7月まで当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから社外取締役に選任しております。また、同氏は過去に当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者であったものの、同行を退職してからすでに相当の期間が経過しており、同氏の判断に同行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定いたしました。
柿本省三	○	○	1999年10月まで当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者でありました。	公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから社外取締役に選任しております。また、同氏は過去に当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者であったものの、同行を退職してからすでに相当の期間が経過しており、同氏の判断に同行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	2	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の業務補助のためのスタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとし、また、監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告を行っております。また、監査等委員会は、内部監査部門である監査室と連携して、監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2020年6月26日開催の第12期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役を対象に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を記載しております。2020年度にかかる役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6名	総額83百万円
（うち社外取締役	2名	総額18百万円）
取締役（監査等委員）	4名	総額27百万円
（うち社外取締役	3名	総額18百万円）

上記「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」の欄には、2020年6月26日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外取締役ではございません）、及び監査等委員である取締役から取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した1名を含めております。当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．基本方針
(1) 役員の報酬は給与、賞与および譲渡制限付株式により構成します。
(2) 金銭報酬である給与、業績連動金銭報酬である賞与、及び非金銭報酬である譲渡制限付株式の個人報酬に占める各割合は、会社業績、担当部門業績、個人業績等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比重が高まる構成とします。
(3) 役員の報酬等の総額の上限額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額200百万円（うち社外取締役分30百万円、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会決議）、監査等委員である取締役は年額50百万円（2019年6月27日開催の第11期定時株主総会決議）となっています。
(4) 給与は毎月支払い、賞与を支給する場合は、原則として、年1回、6月に支払います。譲渡制限付株式報酬を割り当てる場合は、原則として年1回、同年に開催される定時株主総会から1年の間に割り当てるものとします。

2．給与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(1) 役員のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに執行役員の給与は、取締役の役位、職責、在任期間等を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。
(2) 役員のうち監査等委員の給与は、監査等委員の協議により決定します。

3．業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
(1) 役員のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに執行役員の賞与は、会社業績、担当部門業績並びに個人業績を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。
(2) 役員のうち監査等委員の賞与は、会社業績を勘案して、監査等委員の協議により決定します。
(3) 賞与支給総額の上限は以下の算式により定めます。なお、以下の算式による計算において、連結営業利益、連結経常利益または連結税引前当期利益が、マイナスの場合は、それぞれを0として計算します。
賞与支給総額＝連結営業利益×2%＋連結経常利益×2%＋連結税引前当期利益×2%

4．譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容、及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針
(1) 役員の内取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに執行役員の譲渡制限付株式報酬は、役位・職責・会社業績への貢献度を総合的に勘案の上、取締役会にて決定します。
(2) 役員のうち監査等委員の譲渡制限付株式報酬は、監査等委員の協議により決定します。
(3) 事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内に割り当てる譲渡制限付株式報酬の総数は、それぞれ以下の株式総数を上限とします。
取締役（監査等委員である取締役を除く）：300,000株

監査等委員である取締役：120,000株
(4) 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の割当日から当社または当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの期間とします。
(5) 割当対象者は、譲渡制限期間中、割り当てられた譲渡制限株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることはできないものとします。
(6) 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」という。）に当社または当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人の地位から退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が本割当株式を無償で取得します。 また、割り当てられた譲渡制限付株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において本条第6項の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを無償で取得します。
(7) 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。 ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する割り当てられた譲渡制限付株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。
(8) 当社取締役に譲渡制限付株式を割り当てる場合は、募集株式と引換にする金銭の払込を要しない（無償発行）スキームも採用を可能とします。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じ、取締役等から会社業務等についての説明を行なっている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社には相談役、顧問制度はございません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は監査等委員3名を含む8名（うち社外取締役は4名）で構成され、原則月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
取締役会においては、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項について、審議するとともに、業務執行状況の報告を行っております。
監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名を置いております。
各監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、内部監査部門である監査室と連携して監査を行っております。また、監査等委員は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告会を行っております。

会計監査人につきましては、RSM清和監査法人を選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役の職務執行の監査・監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることが可能であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使に対応しています。
その他	当社ホームページに招集通知、決議のお知らせを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報その他の適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、その旨を規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役会に報告する。
(2) 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
(2) 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
(3) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
(2) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

5．当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
(2) 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
(2) 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

7．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 必要に応じて監査等委員会の業務補助のスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
(2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
(3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
(4) 監査等委員が職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(5) 取締役会は、会計監査人及び監査室が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向けて、警察当局・顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応することとしております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社はコンプライアンス規程において、反社会的行為に対する対処を含めた行動指針を定めており、教育と啓蒙を通じ社員全員に周知徹底を図っております。
また、総務部を対応部署として、警察当局・顧問弁護士等との連携を図り、事案に応じて対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜コーポレートガバナンス及び内部管理体制＞

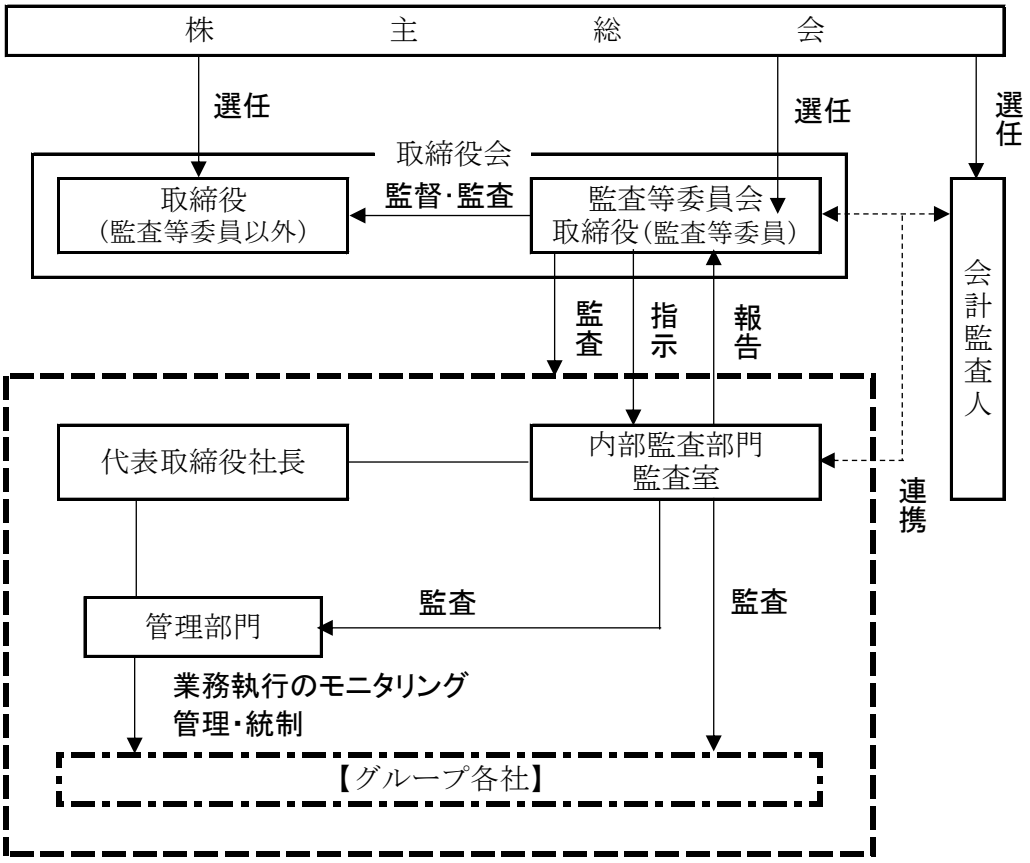

適時開示体制に関する模式図

